

メディアコンテンツ古物営業ガイドブック

Chapter

1

当団体の
ルールについて

日本メディアコンテンツリユース協議会

【発行：日本テレビゲーム商業組合／日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合】

Ver1.00

Chapter 1. 当団体の自主ルール

■ はじめに

この章では、当団体として取り決めた「自主ルール」及び「推奨ルール」について書かれています。

法律で定められていない、判断に迷う、注意した方が良い点について、法令遵守と防犯面をふまえ解説しています。

古物法上で必ず守らなければいけない基本的なルールについては、次章「Chapter 2. 法律・条令で定められていること」に詳しく書かれていますので、併せてお役立てください。

(1)自主ルール

書籍、CD、DVD、ゲームのメディアコンテンツ商品の古物を対象とした自主ルールの正式名称は、「**書籍等のメディアコンテンツに関する古物営業ルール**」（略称：**メディアコンテンツ古物ルール**）と言います。

本自主ルールは、東京万引き防止官民合同会議に参画する警視庁、東京都青少年課、教育庁、中学校 PTA 協議会、古物事業者の各メンバーが参加して、古物営業の自主ルールに関する検討委員会を 2012 年 8 月～2013 年 4 月に開催し、その討議を経て制定されたルールであり、当団体及び加盟事業者にとって社会的責任を有するルールといえます。

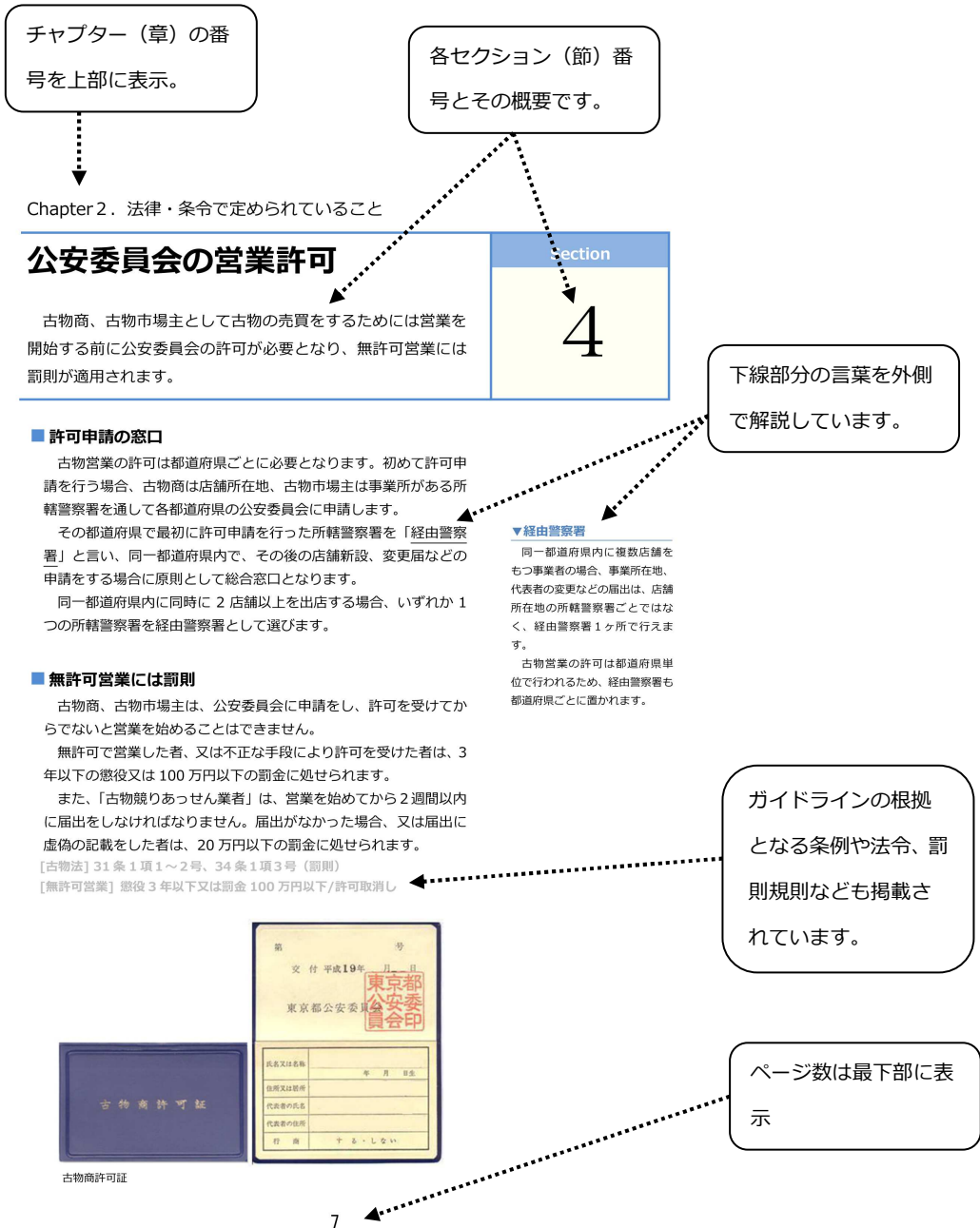
本自主ルールは、2013 年 10 月 1 日から施行されています。

(2)推奨ルール

推奨ルールは古物営業法をベースに、警察庁、警視庁等への質疑応答を通じて当団体で定めた推奨ルールであり、各加盟店において積極的に採用されるようお願い致します。

Chapter 1. 当団体の自主ルール

■ 本ガイドラインの読み方



Chapter 1 . 当団体の自主ルール

■ 目次

section	タイトル	ページ数
1	青少年からの買取り方法	4
2	不正品の買取り防止策	6
3	統一標識等	7
4	本人確認の書類について	8
5	取引情報の記録	9
6	非対面取引の本人確認方法	12
7	非対面取引の違反行為	15

青少年からの買取り方法

Section

1

各都道府県の青少年健全育成条例などで青少年（18歳未満）からの買取りは、原則禁止されており、当団体では自主ルールを定めています。

当団体では、自主ルール「メディアコンテンツ古物ルール」において、18歳未満からの買取りに関して次の通り定めています。

■ 中学生以下からの買取り方法

当団体のルールでは中学生以下の場合、保護者に必ず同伴して頂く必要があります。

(1) 本人から買取りをする場合（本人の身分証明書が必要）

健康保険証などの身分証明書で本人確認を行い、買取同意書（買取承諾書）に、同伴した保護者に直筆で記入して頂きます。

(2) 本人ではなく保護者から買取する場合（保護者の身分証明書が必要）

同伴した保護者から買取りをするため、保護者の本人確認を行い買取りをします。

※ 附帯ルール

不正品の買取りなど古物営業法違反が加盟店において発生した場合には、高校生を含め18歳未満を全て保護者同伴とする。

■ 18歳未満（高校生含む）からの買取り方法

(1) 「本人確認書類」と「買取同意書」の提示

本人確認のため、学生証、健康保険証、免許証などの提示と併せて、保護者による直筆の買取同意書を提示してもらいます。

(2) 保護者への電話確認

保護者から買取りの承諾をもらうため、買取金額にかかわらず、買取同意書に記載された電話番号あてに必ず電話確認を行います。

また、保護者へのなりすまし防止と保護者からの高額買取に関するクレームを防止するため、次の事項について確認することを推奨しています。

- ・ 住所
- ・ 本人の生年月日
- ・ 商品の点数、金額など

▼ 保護者

保護者の定義は、親権者（父母、養親）、後見人、監護する者として、里親、児童福祉施設の長とする。

▼ 買取同意書

買取同意書に記載してもらった項目は、「住所」「保護者氏名」「続柄」「連絡先電話番号」となりま

▼ 高額買取のクレーム

保護者は、買取商品の価値、価格を把握していないことが多く、買取ったあとに、「子供に小遣い以上の高額な買取金額の支払いをし、モラルに欠ける」などのクレームが発生しているため、電話確認では買取金額の確認をとることが重要です。

Chapter 1. 当団体の自主ルール

買取時の保護者同伴と必要書類

年齢区分	保護者同伴	本人確認書類	買取同意書
中学生以下(本人から買取)	○	○※	○
中学生以下(保護者から買取)	○	○	×
18歳未満(高校生含む)	×	○	○
18歳以上	×	○	×

※中学生以下の場合で、健康保険証などの本人確認書類をもっていない場合は、保護者から買取を行います。

買取同意書の記載項目例

<p>買取同意書</p> <p>18歳未満の方（高校生を含む）から古物を買取る際には、保護者の方の同意が必要となりますので、保護者同意欄へのご記入をお願いいたします。</p> <p>※保護者同意欄は、必ず保護者の方自身でご記入ください。</p> <p>※確認のため、買取の際にお電話をさせていただきます。</p> <p>●本人記入欄</p> <p>氏名 _____ 年齢 _____ 歳</p> <p>●保護者同意欄</p> <p>上記の者が下記の内容で買取を申し込むことに同意します</p> <p>・ゲームソフト（ 本） ・本 （ 冊） ・CD/DVD（ 枚） ・その他（ 個）</p> <p>住所 _____ 氏名 _____ 印 続柄 _____ 電話番号 _____</p>

不正品の買取り防止策

Section

2

不正品・盗品などの買取りを防止するため、当団体では商品の買取りについて自主ルールを定めています。

自主ルール「メディアコンテンツ古物ルール」において、以下の不正品の買取り防止策を定めています。

■ 買取り商品等の制限

- (1)同一商品が複数枚以上ある場合は、その全ての商品を買取らない。
- (2)新品の未開封品
- (3)青少年（18歳未満）からのネット通販、宅配による買取り。

但し、(1)(2)については、領収書等により不正品・盗品でないことが確認できる場合は、店舗の責任において買取りを行うことが出来る。

■ 不正品申告の徹底

以下に該当する行為には注意喚起し、不正品の可能性が高いと判断した場合は、店舗責任者に連絡するとともに、店舗責任者の判断において所轄警察署へ通報する。

所轄警察書からの処置についての指示があるまでの間は、その商品を保管する。

- (1)個人なのに頻繁に売りにくる。
- (2)新品、高額商品を大量に持ち込む。
- (3)買取同意書の保護者の筆跡と本人の筆跡が酷似している。
- (4)同一商品を数回に分けて持ち込む。
- (5)買取申込書に記載する所作など買取り時の所作がぎこちない。
- (6)本人確認書類の年齢が外見とことなる（若いもしくは老けている：本人確認書類が盗まれた可能性）。
- (7)青少年からの買取り時の保護者への電話確認で、会話が曖昧、せかさなど、保護者らしくない所作である。

統一標識等

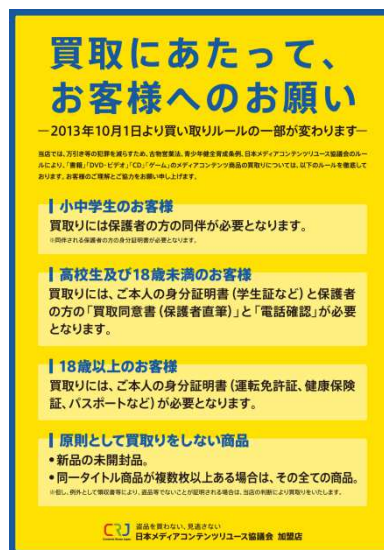
Section

3

当団体では、自主ルール「メディアコンテンツ古物ルール」を実施する加盟店において、統一標識等の掲示を行うとともに、店長・スタッフへの啓発活動を行います。

■ 統一標識等の交付

書籍、CD、DVD、ゲームのメディアコンテンツ商品の古物営業に関する自主ルール「メディアコンテンツ古物ルール」を遵守することを承諾した店舗から、「確認書」と「実施店舗」を提出してもらい、実施店において掲示する以下の「標識（ステッカー）」や「ポスター」を有償にて交付します。



■ メディアコンテンツ古物講習会

加盟店スタッフの古物営業に関する法令、運営知識の向上をはかるため、警視庁及び都道府県警察と協力して、メディアコンテンツの古物営業に係る講習会を年1回以上、定期的を開催していきます。

本人確認の書類について

Section

4

本人を確認するための証明書類は、古物営業法、古物営業施行規則では細かく定められていませんが、当団体では、次の通り証明書類を推奨しています。

本人確認のための証明書類は、国、自治体および学校法人から発行されたもので、有効期間が切れていないもの、コピーではないものである必要があります。

■ 証明書類

- 運転免許証

穴があいたものは、有効期限切れの可能性が高いため利用できません。

- 健康保険証

- 旅券（パスポート）

- 国民年金手帳

- 住民基本台帳カード（写真付）

写真がついていない住民基本台帳カードには、住所、生年月日が記載されていないため、利用できません。

- 外国人登録証

- 住民票の写し、印鑑登録証明書

6ヶ月以内のものに限る。

- 学生証

学校教育法に規定する学校、専修学校または各種学校から発行されたもの。

取引情報の記録

Section

5

書籍と CD、DVD、ゲームでは取引記録の方法が異なり、書籍については警察庁からの通達により「代表記載」が認められています。

■ 記録すべき項目（※必須項目はアンダーラインで表記）

以下、記録すべき項目と、記録例です。「買取りを行った従業員名」とゲームハードの「シリアル番号」は、自主ルール「メディアコンテンツ古物ルール」の対象記録項目となっています。

- (1)買取り年月日 : H23年6月10日(西暦も可)
- (2)氏名 : フルネームで記録
- (3)住所 : 千代田区麹町〇-〇-〇
- (4)電 話 : 03-1111-0000 ※1
- (5)生年月日 : H8年10月10日(西暦も可) 14才
- (6)職 業 :
・会社員・自営業・学生・主婦・無職・その他など
- (7)取引方法 : 買取、委託、交換
- (8)本人確認手段 : 住所、氏名などを何によって確認したか
・運転免許証・健康保険証・学生証・旅券証・その他、各証明書の番号 ※2
- (9)保護者の同意 : 保護者への電話、保護者同伴のいずれか
- (10)買取りを行った従業員名

(11)品目・特徴・数量

書籍以外は全て商品名を個別に記録する必要があります。

品目	特 徴	数量	金額
書 籍	コミック ※3	5	500
書 籍	ワンピース 他 ※4	7	700
CD	中島美嘉/STAR	1	900
DVD	スター・ウォーズ	1	1,100
ゲームソフト	DS マリオカートDS	1	2,400
ゲームハード	PS3 <u>シリアル番号</u>	1	12,000
PCソフト	ザ・シムズ3	1	1,800

※1 電話番号は問合せに利用できるように記録することが望ましい。

※2 免許証、保険証などの番号も記録することが望ましい。

※3 書籍ジャンルごとの買取り冊数を記録する。

※4 買った書籍の中から1冊だけ書籍名を記録する(代表記載)。

Chapter 1 . 当団体の推奨ルール

■ 記録方法

(1)古物台帳への記載

(2)買取申込書、取引伝票などへの記載

買取申込書や取引伝票などに、お客様の氏名、住所、年齢、職業、買取商品名を記録して保存します。

(3)電磁的方法による記録

2011年4月より、POSデータが電磁的方法による記録として認められました。

当団体では、同一複数商品の買取り防止や、保存する書類場所の省スペース化の観点から、「会員制 POS システム」による記録と保存を推奨しています。前記「記録すべき項目」の全てを会員制 POS システムなどに記録して保存する方法を推奨しています。

■ 記録の保存

取引記録は、買取りを行った店舗で、取引順に3年間保存しなければならないが、本部等に一括して保存することは認められていません。

ただし、会員制 POS システムなどの記録データを本部で一括して管理している場合は、警察官等から要請されたとき、店舗で直ちにプリンタにより取引記録を出力することができれば、必ずしも店舗に取引記録を保存しておく必要はありません。

当団体では、取引記録を出力するフォーマットを次のように定めています。

また、会員制 POS システムの場合、警察官からの問い合わせに効率良く対応するため、「買取日付」「氏名」「商品名」「証明書番号」などをキーワードとした検索が行えること推奨しています。

[古物法] 16条、18条（帳簿等への記載等）

[施行規則] 17条（帳簿等）19条（電磁的方法による保存に係る基準）

[帳簿等記載等義務違反] 懲役6月以下又は罰金30万円以下/営業停止

[帳簿等備付け等義務違反] 懲役6月以下又は罰金30万円以下/営業停止

Chapter 1. 当団体の推奨ルール

【会員制 POS システム：団体ルールに基づく取引記録の出力例】

年月日	区分	取引した古物				証明書類	証明番号	保護者	取引の相手方			
		品目	特徴	数量	金額				住所	氏名	職業	年齢
H23.5.5	買取	書籍	コミック	8	800	免許証	東京 252536	—	千代田区麹町〇-〇-〇	山田〇子	主婦	35
H23.5.6	買取	書籍	ワンピース 他	5	500	健康保険証	459988	—	千代田区一番町〇〇番地	鈴木〇夫	会社員	32
H23.5.6	買取	CD	中島美嘉/STAR	1	900	学生証	23236	電話	千代田区神田神保町〇-〇	今田〇次	学生	17
H23.5.6	買取	DVD	スターウォーズ	1	1100	学生証	12564	同伴	千代田区紀尾井町〇-〇 310	吉田〇恵	学生	14
H23.5.7	買取	ゲームソフト	DS マリオカート	1	2400	なし	—	同伴	新宿区市ヶ谷田町〇-〇	高野〇司	学生	9
H23.5.7	買取	ゲームハード	PS3/シリアル番号	1	12000	パスポート	12-333	—	新宿区四谷〇-〇-〇 山ビル	大井〇美	会社員	41
H23.5.8	委託	PCソフト	ザ・シムズ3	1	1400	免許証	東京 223333	—	千代田区三番町〇〇番地	大田〇〇	自営業	33

非対面取引の本人確認方法

Section

6

WEB サイトや電話などを利用した宅配買取は、非対面取引として古物営業法施行規則第 15 条などで本人確認の方法が特別に定められています。

非対面取引の本人確認方法は、本人であること、また本人の住所であることを確認することを条件として、8 種類の方法 (Chapter2 P.17,18) が定められています。当団体では、営業実態と警察庁との協議を踏まえ、次のいずれかによる方法を推奨しています。

■ 初めて利用するお客様の本人確認方法

(1) 本人確認書類 (運転免許証等) のコピー受取りによる確認方法

確認のために必要な要件は次の通りとなります。

- 本人確認書類の氏名と申込者名が一致していること
- 本人確認書類の住所と実際の住所が一致していること
- 本人確認書類の氏名と同一名義の口座へ振込むこと

【事例 1】 宅配業者の自宅集荷サービスを利用する場合

お客様が申込みをする際の氏名、住所は本人確認書類に記載されている内容と一致している必要があります。

古物商が宅配業者に集荷サービスを依頼し、宅配業者が本人確認書類の住所で確実に集荷することによって住所を確認したと認められます。さらに、本人名義の口座に買取代金を振り込むことで本人確認に必要な 3 つの要件を満たしたことになります。

この場合、お客様が自分で宅配業者に集荷依頼をしたり、コンビニなど住所以外の場所で集荷した場合は認められません。

【事例 2】 簡易書留等を利用する場合

お客様が申込みをする際の氏名、住所は本人確認書類に記載されている内容と一致している必要があります。

古物と一緒に同封された本人確認書類に記載されている住所に受付番号、査定結果などを簡易書留等で送ります。この際、転送しない取り扱いにして、記載住所以外の場所には届かないようにしておきます。お客様から受付番号、査定結果が届いた旨の連絡を電話、メール等で受けること (到達の確認) で住所を確認したと認められます。さらに、本人名義の口座に買取代金を振り込むことで本人確

▼ 本人確認書類のコピーなど

運転免許証などの本人確認書類のコピーは明瞭でなければなりません。

また、運転免許証などをデジカメで撮影、もしくはスキャナで読み取ったものをデータファイルやプリントアウトしたものもコピーに含まれます。

▼ 簡易書留等

簡易書留、書留が該当します。また、宅配便については、配達先の相手から受領印をもらい、記録の残るものであれば該当します。

従って、宅配ボックスやポストへの投げ込みや、配達先の隣人に預けてその受領印をもらう場合は該当しません。

▼ 転送をしない取り扱い

差出人が指定した送付先と異なる場所に送付する取扱いをしないことをいい、送付する郵便物に「転送不可」と記載することで行うことができます。

Chapter 1. 当団体の推奨ルール

認に必要な3つの要件を満たしたことになります。

[施行規則]15条3項6号(確認の方法等)

(2)本人限定受取郵便等による確認方法

お客様が申込みをする際の氏名、住所は本人確認書類に記載されている内容と一致している必要があります。

お客様が申込みの際に入力または記載した住所宛てに本人限定受取郵便等を送付し、それが到達したことを確かめることで本人確認ができたと認められます。

本人限定受取郵便等による本人確認ができた場合は、本人名義以外の口座に買取代金を振り込むことも出来ます。

[施行規則]15条3項2号(確認の方法等)

【到達を確かめる方法】

上記(1)(2)において、簡易書留等や本人限定受取郵便等を送付し、到達を確かめる方法としては、以下のようなものがあります。

- ・査定結果を送付し、届いた旨を電話・メールなどでもらう。
- ・受付票を送付し、古物と一緒に返送してもらう。
- ・個別の識別番号など付けた梱包キットを送付し、それで古物を返送してもらう。



単に送るだけでなく、到達の確認が必要です。

(3)店頭で発行した「ID」「パスワード」による確認方法

店頭での買取手続きで運転免許証などによる本人確認と、氏名、住所、生年月日、職業、本人名義の口座等の登録を行った際に、WEBサイトの取引で使用する「ID」「パスワード」を第三者に漏れない方法で発行する。

お客様が発行された「ID」「パスワード」をWEBサイトで入力、ログインすることで本人確認を行います。

[施行規則]15条3項7号(確認の方法等)

▼本人限定受取郵便等

郵便物等に記載された受取人、本人に限り、郵便物等を配送する郵便サービス。同様の内容であれば、佐川急便などが行っている信書便事業者によるサービスの利用も可能。

自宅へ配送、または窓口受取の際に、本人確認書類(運転免許証等)の提示が必要となり、宛名に配送したことを証明するだけの「簡易書留」とは異なります。

▼到達の確認

書類などを送った住所に、買取りの申込みをした人が本当に居るかどうかを、いずれかの方法で確認する必要があります。

Chapter 1 . 当団体の推奨ルール

■ 2回目以降に利用するお客様の本人確認方法

「初めて利用するお客様の本人確認方法」(Chapter1 P.12,13)にあげる方法により本人確認が行われた場合、2回目以降は次の方法により本人確認を行うことができます。

[施行規則]15条3項7号(確認の方法等)

(1)「ID」「パスワード」発行による確認方法

WEB サイトを利用した取引

WEB サイトを利用して取引を行う場合は、初めて本人確認を行う際に、住所、氏名、生年月日、職業、本人名義の口座等の登録を行い、2回目以降の取引で使用するための「ID」「パスワード」を第三者に漏れない方法で発行します。

これにより、2回目以降の本人確認では、その「ID」「パスワード」をお客様が入力、ログインすることで本人確認を行います。

(2)会員番号交付による確認方法

電話・FAX を利用した取引

電話等を利用して取引を行う場合は、初めて本人確認を行う際に、住所、氏名、生年月日、職業、本人名義の口座等を登録し、電話等の取引で使用するための、会員番号等を本人限定受取郵便等、第三者に漏れない方法で交付します。

2回目以降の本人確認では、住所、氏名、生年月日等とともに会員番号を買取申込書などに記載をしてもらい、当該番号により古物商が管理する会員データと記載された内容が一致することで本人確認を行います。

▼会員番号等

発行する会員番号等は、アルファベットと数字の組合せで、8桁以上のものを防犯上、推奨しています。

非対面取引の違反行為

Section

7

非対面取引による本人確認方法を間違って解釈し、違反行為を行なっているケースが散見されます。本セクションでは、間違いを起こしやすい本人確認方法について例示しています。

[確認等義務違反] 懲役 6 月以下又は罰金 30 万円以下/営業停止

■ 本人確認書類のコピーによる確認での違反行為

- 運転免許証のコピーを古物と一緒に送付してもらうだけで、本人名義の口座へ買取代金の振込みを行う。

【理由】簡易書留等を転送しない取扱いで送付し、その到達を確かめるなど、本人確認書類に記載されている住所が実際の住所と同じであるか確認されていないため違反となります。

- 申込みの際の住所と本人確認書類に記載の住所が異なっているのに買取りをを行う。

- 宅配業者の集荷サービスで本人確認を行う際、お客様が集荷の依頼をする。

【理由】お客様が集荷を依頼した場合、本人確認書類に記載されていない場所で集荷を行う可能性があるため違反となります。

■ 本人限定受取郵便等での確認による違反行為

- 本人限定受取郵便をお客様に送付するのみで、到達の確認を行っていない。

【理由】本人限定受取郵便を送付しても、到達したことを確認しなければ、本人確認を行ったと認められず違反となります。到達の確認には、受付票等を同封し、お客様から電話、メールで受付番号等の確認を行う方法があります。

■ 会員番号での確認による違反行為

- 買取申込書に交付した会員番号、氏名、住所、生年月日等を記入してもらったが、登録されている本人確認情報と照合せずに買取りを行った。

【理由】買取申込書などに記載されている会員番号、氏名、住所、生年月日等と前回の本人確認で古物商が登録、管理しているデータが一致することで本人確認を行う必要があるため違反となります。単に受け取るだけでは、本人確認をしたことになりません。